

# 質 疑 回 答 書

令和4(2022) 年10月24日

みよし市放課後子ども教室運営業務委託プロポーザル参加事業者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案件番号 第 号

案件名 みよし市放課後子ども教室運営業務委託

納入場所 みよし市役所

みよし市長 小 山 祐  
( 公 印 省 略 )

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
1	仕様書の別表2におけるコーディネーターの必要人数について、「他の子ども教室との兼務可」は、本案件の2施設以外との兼務であり、北部小と天王小の各教室に、コーディネーターを各1名配置ということで宜しいでしょうか。ご教授願います。	基本は各教室に専任1名を配置としますが、コーディネーター業務に支障のない範囲で、他の教室（本案件の2施設を含む）との兼務を可とするものです。
2	業務内容(6)の「学校の下校集会に立会い、子ども教室への迎え入れ」が、日々の業務開始時期ということで宜しいでしょうか。また、概ね、何時頃となりまででしょうか。ご教授願います。	活動プログラムを開始するにあたり、必要な事前準備を含めて業務開始時間を指定してください。なお、今年度の基本的な下校時刻は別紙のとおりです。
3	利用希望のお子様について、事前登録を前提とするということで宜しいでしょうか。ご教授願います。	お見込みのとおりで相違ありません。
4	見積金額の算定条件として、各教室定員(50名)利用を前提とするということで宜しいでしょうか。ご教授願います。※支援員等の配置	お見込みのとおりで相違ありません。

5	第1章4条 業務場所となる学校施設は放課後子ども教室専用で利用できるのでしょうか。若しくは学校との兼用（授業で利用）でしょうか。	学校との兼用です。 高学年の下校時刻までの間、低学年は図書室を利用できます。
6	第1章4条 実施を想定されている活動室の図面がありましたらご共有ください。併せて、設置されている手洗い、トイレ、給湯室等の設備を教えてください。	実施を想定した専用の活動室はありません。 活動プログラムの実施場所としましては、運動場、体育館、図工室、図書室などの利用を想定しておりますが、学校との兼用となるため、学校の活動の妨げにならないよう、使用にあたり調整が必要となります。 手洗い、トイレは活動する場の付近のものを利用することとなります。 給湯室はありません。
7	第1章4条 当初備品として発注者で準備を想定されている者がありましたら教えてください。（電話、プリンター、ホワイトボード、ロッカー等）	事務用品の保管庫 1台
8	第2章6条 児童の下校時刻が、学校行事等により早まる場合の実施はどのような扱いになりますでしょうか。	基本的に給食のある日は活動を行うことを想定しています。
9	第2章9条 想定されている年回実施日数をお知らせください。	190日から200日程度を想定しています。
10	第2章10条(2) 放課後子ども教室が実施される日は全て何かしらのプログラムを実施するという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりで相違ありません。
11	第2章10条(4) 児童の出欠予定の取りまとめ後、共有する必要がある機関を教えてください。	児童の所属する学校及びみよし市教育行政課です。

1 2	第2章10条(8) 日誌について、規定の書式はありますか。また日誌とは、毎月提出する業務報告書(月報)とは別のものでしょうか。その場合提出は必要でしょうか。	日誌の書式は今後作成しますが、出欠者、業務の従事者、活動プログラム内容などを記録することを想定しています。また、月報はその月の参加児童数を集計して報告するものを想定しています。
1 3	第2章10条(9) ボランティア申し込みの窓口は市役所と受注者のどちらになりますでしょうか。	市役所です。
1 4	第3章12条 子ども教室の開催について、気象警報をもとに中止を決定するといった基準はありますか。	別紙2のとおりです。
1 5	実施要項7-(1) 提案書等において事業者名及び事業者が特定されるロゴ等の黒塗り処置は必要でしょうか	事業者名及び事業者が特定される等の配慮は必要ありませんので、実施要項のとおりご提出をお願いします。

